

令和 2 年 4 月 29 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K02123

研究課題名(和文)心の哲学に対するドイツ観念論からの貢献

研究課題名(英文)Contributions to the philosophy of Mind from German Idealism

研究代表者

入江 幸男 (Irie, Yukio)

大阪大学・文学研究科・名誉教授

研究者番号：70160075

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：脳研究やAI研究の発展を受けて、ドイツ観念論を参照しつつ、心の哲学の諸立場と道徳論・法論の諸立場がどう結びついているのかを考察し、もっとも有望な組み合わせを探求することが、本研究の目的であった。ドイツ観念論の道徳論は、現代哲学で言う<非自然主義的で認知的な道徳>に属することを確認した。またドイツ観念論を生かす一つの方法として、ドイツ観念論の「超越論的論証」をもとに「問答論的超越論的論証」を考え、それをもとにコミュニケーションの超越論的条件として道徳的な規範を正当化するということを試みた。これは『問いを問う』(仮題)として出版の予定である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

脳研究やAI研究の発展を受けて、私たちの社会は、近代国家の登場して以来の大きな変化を迎えようとしています。それはAIや脳研究が、個人の意志の自由を脅かし、道徳や法規、またひいては人権や民主主義の新しい正当化を求めているからです。そこで本研究では、心の哲学の成果を踏まえた上で、シンギュラリティ以後の時代の道徳や法の正当化論を構築するための手がかりを得ることを目的としました。コミュニケーションの問答研究に依拠して、新しい問答論的超越論的論証を構想しました。権利概念についても、所有権を基礎にするのではなく、問答の権利を基礎にして再構築する可能性を発見しました。

研究成果の概要(英文)：I examined how the philosophy of mind and theories of ethics and law are combined each other, on the referring to German idealism. The purpose of this study is to find the most promising combination for. I confirmed that the ethics of German idealism are classified to non-natural and cognitive ethics. On the other hand, as one method to make use of German idealism in, I thought about "the transcendental argument based on the relation between question and answer" which is based on "the transcendental argument" in German idealism and tried to justify ethics as transcendental conditions of communication. I am going to publish it as a book with the tentative title "Asking Questions".

研究分野：哲学

キーワード：心の哲学 メタ倫理学 ドイツ観念論 超越論的論証 マクダウェル ブランダム デイヴィッドソン

1. 研究開始当初の背景

心の哲学の研究は1970年代にアメリカで始まり、その後世界で非常に多くの研究がなされてきた。その結果、心についての語りをフォーク・サイコロジーとみなし、心を消去する**消去的物理主義**と、心を物理過程に付随するものとして認める**非還元的物理主義**が現在の主流になっていると思われる。非還元的物理主義の中では、**デイヴィドソンの非法則的一元論**が有力である。彼は、物理的一元論に立って、心の現象を脳の物理過程に付随する(supervene)ものとして捉えるが、しかしながら脳状態と心の状態のタイプ同一説を批判してトークン同一性を採用することによって、心の非法則性を確保する魅力的な議論を展開している。ただ、チャルマーズなどの**中性的一元論**、**性質二元論**もまだ可能性を残していると言えるだろう。

このような心の哲学の議論は、**カントとドイツ観念論**が物自体を認めるかどうかを巡って議論してきた**实在論と観念論の論争**にその先駆をもつと言える。**カント**は、物自体を認めていると思われるので物と心の二元論、**初期フィヒテ**は純粋な観念論、**後期フィヒテ**はある種の二元論、**シェリング**は性質二元論、**ヘーゲル**は中性的一元論にあたると言えるだろう。この論争においては、物自体を認めるかどうかが最重要の問題となる。カント、フィヒテ、シェリング、ヘーゲルは、(現代風に言って)「心の哲学」に関する基本的な立場に基づいて、それに対応する内容の**道徳論**、**法論**、**国家論**をそれぞれ構築していた。ドイツ観念論の実践哲学の研究には国内外に長い歴史があり、応募者も『ドイツ観念論における実践哲学研究』を執筆している。しかし彼らの実践哲学を、彼らの心の哲学との関連において研究することはまだ行われていないと思われる。

応募者はこれまでドイツ観念論と分析哲学の両方を研究してきた。近年は、とくにピッツバーグ大学の**ロバート・ブランダム**と**ジョン・マクダウェル**の仕事に注目してきた。彼らは、分析哲学の立場からカントとヘーゲルに対して好意的な理解を示しているからである。(応募者は、本研究申請時、サバティカル中で、ピッツバーグ大学のブランダム教授の下で客員研究員として研究していた。) 応募者はこれまで、このピッツバーグ学派によるドイツ観念論評価とりわけ**ブランダムによるヘーゲルの推論主義と彼の推論的意味論**を検討してきたが、この研究を社会により役立てるためには、心の哲学と実践哲学の関係に焦点をあて、**<心の哲学の立場選択と、道徳論や法論の立場選択がどのようにリンクすることになるのか>**に取り組むのが最もよいと考えるようになった。

このように考えるに至った理由は、ドイツ観念論の読み直しを進める中で、物自体の問題の重要性に改めて気づいたということがある。**<ドイツ観念論の物自体論と、現代の心の哲学の問題が密接に関係している>**ということである。そして、さらに重要なことは、この研究は、国内でも海外でもまだ本格的に始まっていないということ、そしてその時にドイツ観念論が重要な前例として役立つ、ということである。

2. 研究の目的

第一に、**<ドイツ観念論の議論から心の哲学についてどのような貢献ができるか>**を探ることである。そのために、ドイツ観念論における物自体に関する主張を明らかにする。

第二に、**<ドイツ観念論において、心の哲学に関する立場の違いが、道徳論と法論にどのように反映しているのか>**を検討し、それに基づいて現代において、心の哲学と道徳論・法

論・正義論がどのように関連するのか>を明らかにする。具体的には、(a)カント、フィヒテ、シェリング、ヘーゲルのそれぞれについて、理論的自我、それに基づく実践的自我、それに基づく法的人格、それに基づく国家、これらの理解がどのように結びついているのかを確認する。たとえば、カントは、心の哲学に関して二元論的な立場に立つといるが、理論的自我を超越論的統覚としてとらえ、それに対応する道徳的人格論、それに基づく道徳論、それに対応する法的人格理解、それに基づく契約国家論、これは全て密接に連結・接合している。ヘーゲルでいえば、彼の自己意識論は、それに対応する相互承認論、それに対応する人倫性論、それに対応する人格論や有機体的国家論、これらが密接に連結・接合している。フィヒテ、シェリングについてもこの点を調査し、彼らにおける心の哲学と実践哲学の関係を確認する。(b)心の哲学についての一定の立場から、道徳論や法論などの規範論を展開している現代の研究を調査する。(c)以上の研究に基づいて、<心の哲学と道徳論と法論の連結体の基本的な類型論>を提案する。

3. 研究の方法

本研究では、<心の哲学の諸立場が、どのような道徳論や法論や正義論と連結・接合可能であるのか>を考察するにあたって、ドイツ観念論の議論を参考にすることが、特有の方法となる。

4. 研究成果

<2016年度の成果> ドイツ観念論における心の哲学、自由意志論、道徳と法の関係、国家論、についてそれらの類型分類を行い、それらのタイプの組み合わせの類型論の手がかりを得ることであった。これを試みる途中で、予期せぬ成果があった。それは、ドイツ観念論と同時代の法学者である Hommel が非常に興味深い立場をとっていたことが分かったことである。フィヒテによれば、この Hommel は、アクレクサンダー・フォン・ヨッホという偽名で、私たちの意志を含めてすべてのものは自然法則によって必然的に決定していると主張していた。しかし他方で、Hommel は、死刑反対論で有名なベッカリーアの『犯罪と刑罰』をドイツ語に翻訳しており、(未確認だが)おそらく死刑に反対していたと予想される。フィヒテは、観念論の立場から、死刑に反対していた。フィヒテは、Hommel と同様に、死刑に反対しているが Hommel の唯物論には強く批判していた。Hommel のこの立場は、私が構想している類型論において、重要な位置づけになる。現在のところ(暫定的だが)次の類型論を想定している。

<心の哲学と道徳論と法論の連結体の基本的な類型論>

(1)カント型：心脳二元論、自由意志論 道徳が法に先行する、死刑擁護、国家契約論

(2)フィヒテ型：心一元論、自由意志論 法が道徳に先行する、死刑反対、国家契約論

(3)ヘーゲル型：心脳一元論、自由意志論、道徳と法を分けない、死刑擁護、人倫共同体論

(4)ホンメル型：脳一元論、決定論、道徳と法を分けない、死刑反対、国家契約論

<2017年度の成果> この年度、次の二つの課題を設定していた。課題1(現代の心の哲学の主要な立場と自由意志論の組み合わせのタイプを確認すること)に関する成果は、次で

ある。この観点で最も重要と思われる Livet の有名な実験について検討した。Livet は、その実験によって直ちに自由意志が否定されるとは考えておらず、自由意志論との両立が可能であると主張できることを示している。そこでそれを踏まえた上で、<問いが立てられ、それに対する答えが出されるという一定の時間経過をもつプロセスとして、自由な意志決定が成立する>という仮説を立てて、その検討を始めた。問答の中での決定が、意志決定を自由なものにする可能性がある。もちろん、この探求は同時に、自由な意思決定をどう定義するか、という探求と不可分に結びついている。

課題 2 (現代の心の哲学の主要な立場と規範論の組み合わせの類型を確認すること。ここでは<心の哲学についての有望な諸立場が、どのような道徳論、正義論と結びつく可能性を持つのか>を検討する)に関する成果は、次である。この検討の中で、プランダムの行為の規範性の理解が、非常に興味深いものであることがわかった。それは、デイヴィドソンの行為の因果説を批判して、行為が意図的であることと理由を持つことを区別し、理由を持たない意図的な行為の存在の説明しようとする。この議論の中で、プランダムは、サールが考える約束モデルでの行為の規範性を説明を批判しており、この議論は、社会構築主義についてのサールとはことなるアプローチを示している。つまり、契約によって社会制度の構築を説明する社会契約論を批判し、行為主体を前提せずむしろ行為主体と、行為の規範性が、言語共同体の中で成立するメカニズムを説明することになるだろう。

<2018年度の成果>この年度は、当初計画していたもののうち、主として次の二つの課題に取り組んだ。一つには、<心の消去主義を前提するとき、道徳や法の規範性がどうなるのか>に**取り組み、次のことを明らかにした**。<心の消去主義を前提するとき、内面に関わる道徳は成り立たなくなるが、行為に関わる法の規範性は、成り立つ>という主張は、<道徳は、内面の規範であり、法は行為の規範である>という理解に基づいている。しかし道徳と法を次のように理解することも可能である。<道徳は、個人の同一性のための規範であり、法は共同体や集団の同一性のための規範である>。このように考えるならば、心の消去主義を前提しても、個人という行為主体を認める限り、その同一性のための規範は必要であり、成立する。もう一つの課題は、<個人の存在を前提した国家契約説とは異なる仕方での国家の説明を検討すること>であった。つまり行為主体を前提せずむしろ行為主体と、行為の規範性が、言語共同体の中で成立するメカニズムを説明することが課題であったが、これの解決の端緒をグライスの「協調の原理」に見いだすことができた。この原理が妥当するのは、約束によるのではなく、協調の原理が妥当しているという予期を共有することによって成立する。このメカニズムを、契約論とは異なる国家の説明原理とすることができるだろう。

<2019年度の成果>この年度は、当初の計画を延長した4年目であり、2018年度に予定していた達成できずに残っていた課題に取り組んだ。残りの課題の一つは、[ドイツ観念論から見て、現代のメタ倫理学の分類の見直し、必要かどうかを検討する]ということであった。メタ倫理学は、主として認識可能性の観点から倫理の立場を区別する。この分類によると、ドイツ観念論の道徳論はすべて、「認知主義かつ非自然主義」(ムーアやマクダウェル)という立場に分類されることになる。そのためにドイツ観念論における様々な道徳論の間の差異を明示化するには別の観点「道徳と法の関係」を持ち込むことが必要になる。カントは道徳性と適法性を区別し、フィヒテは道徳意識を自己意識の成立の前提とし、法を自己意識間関係として捉え、ヘーゲルは道徳と法を人倫性の構成契機として捉えた。他方で、

現代の英米の哲学には、道徳と法の関係についてのこうした考察が欠けていることに気づかされる。本プログラムの最終課題<心の哲学と道徳論と法論の連結体の基本的な類型論>の提案のためには、分析哲学の立場からの道徳と法の関係の考察が必要であることが分かった。

残りの課題のもう一つは、[道徳の超越論的論証は、心の哲学のどのような立場と両立可能なのか]ということであった。これについては、問答論的矛盾による新しいタイプの超越論的論証を提案し、この超越論的論証が、心の哲学に関してどのような立場をとることになるのかを考察する。問答が可能になるための超越論的な道徳的条件として、「嘘の禁止」デイヴィドソンの「好意の原則」を正当化できる。仮に心の消去主義をさいようするとしても、私たちがコミュニケーションできていることは認めるだろう。コミュニケーションができているとすれば、そこに問答が成立しており、問答が成立するための超越論的条件として、道徳規範の正当化を試みた。これについては、出版予定の『問いを問う』の一部として公開予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 Irie Yukio	4. 巻 13
2. 論文標題 Questions and the Meaning of Identity Sentences	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Philosophia Osaka,	6. 最初と最後の頁 21-33
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 Yukio Irie	4. 巻 12
2. 論文標題 Semantic Inferentialism from the Perspective of Question and Answer	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 Philosophia Osaka	6. 最初と最後の頁 53, 69
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 3件/うち国際学会 1件）

1. 発表者名 Yukio IRIE
2. 発表標題 Question-Answer Inference
3. 学会等名 XXIV World Congress of Philosophy, in Beijng, (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Yukio Irie
2. 発表標題 Ethical Thoughts in modern Japan influenced by the West --- In the case of Tetsuro Watsuji and Keiichiro Hirano ---
3. 学会等名 Erasmus Mundus Euro Culture Course (招待講演)
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 Yukio Irie
2. 発表標題 Ethical Thoughts in modern Japan influenced by the West --- In the case of Tetsuro Watsuji and Keiichiro Hirano ----
3. 学会等名 Erasmus Mundus Euro Culture Course (招待講演)
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 Yukio Irie
2. 発表標題 Are deictic and anaphoric uses distinguishable?
3. 学会等名 Chulalongkorn University - Osaka University International Joint Conference (招待講演)
4. 発表年 2016年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 Yukio Irie, H. Kim, S. Haelzel, and others	4. 発行年 2016年
2. 出版社 Palgrave	5. 総ページ数 308
3. 書名 Transcendental Inquiry: Its History, Methods and Critiques	

〔産業財産権〕

〔その他〕

<p>入江幸男のホームページ https://irieyukio.net/ 哲学の森 https://irieyukio.net/blog/</p>
--

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----